

胎内農業振興地域整備計画の変更理由書

1 農業振興地域整備計画の変更理由（法第 13 条第 1 項）

付図番号①-1 及び①-2 については、経済事情の変動その他情勢の推移により農用地区域内において農振除外を伴う開発の必要性が生じたため、農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 13 条第 1 項及び第 2 項の規定により農業振興地域整備計画の変更を行うものである。

2 マスタープランの変更

変更する事項	変更理由	備考
—	—	—

3 農用地利用計画の変更

(1) 編入

付図番号	編入箇所 (大字、字、地番)	農用地区域への編入理由	編入面積 (登記簿地目)	編入後の 用途区分
—	—	—	—	—

(2) 除外

付図番号	除外箇所 (大字、字、地番)	除外前の 用途区分	農用地区域からの除外理由	除外面積 (登記簿地目)	除外後の 用途
①-1	富岡字新川 1737-1 の一部、1772、1776、1779	農用地区域	法第 13 条第 2 項に該当 (具体的理由:養魚場用地とするため。法定要件に係る適合理由は、別紙のとおり。)	6,512 m ² (原野)	養魚場用地
①-2	富岡字中尾 1640 富岡字又兵衛島 1662-1 の一部 富岡字山ノ下 418	農用地区域	法第 13 条第 2 項に該当 (具体的理由:養魚場用地とするため。法定要件に係る適合理由は、別紙のとおり。)	7,937 m ² (池沼・畑)	養魚場用地

(3) 用途変更

付図番号	変更箇所 (大字、字、地番)	変更前の 用途区分	用途変更の理由	変更面積 (登記簿地目)	変更後の 用途
—	—	—	—	—	—